

鼻高小学校いじめ防止基本方針

平成 25 年 6 月 21 日に国会で「いじめ防止対策推進法」が成立し 9 月 28 日に試行となりました。この法律が施行されたことを契機として、本校においても「いじめ防止プログラム」に基づき、いじめの根絶に向けて、学校を挙げ取り組んでいます。

目次

いじめの定義・・・P1

I いじめに対する基本的な認識・・・P1

II いじめの様態・・・P1、2

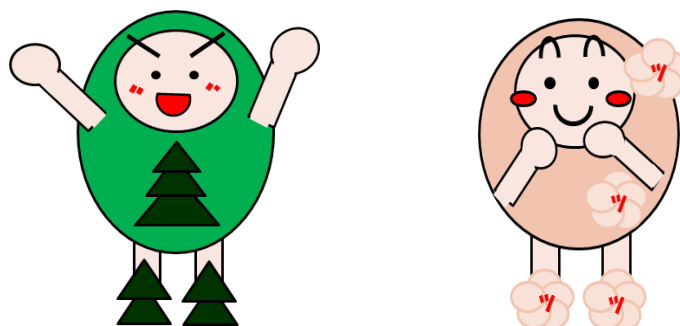
III いじめの未然防止に向けた取組・・・P2、3

IV いじめへの対処に関する方針・・・P4

V 重大事態への対処・・・P4

VI 取組の評価・検証・・・P4

VII 平成 31 年度 鼻高小学校 いじめ防止推進委員会組織・・・P5



平成 26 年 4 月

(改定 平成 29 年 8 月)

〔いじめの定義〕

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法 第1章総則第2条)

I いじめに対する基本的な認識

- 1 いじめは、児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為で、対象になった児童生徒が、心身の苦痛を感じているものとされる。けんかやふざけあいであっても、いじめの疑いについて慎重に判断する。
- 2 いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせるおそれがあるものとされる。
- 3 いじめは、人間として決して許されない、卑怯な行為である。
- 4 いじめの根絶は、学校と児童、家庭、地域、関係する機関が一体となって取り組むことにより初めて可能となる。
- 5 子ども社会の問題は大人社会の問題の反映とも言われ、いじめの根絶には、周りの大人たちの「いじめのない社会をつくろう」とする認識の共有が不可欠である。
- 6 いじめは、どの学級、どの子にも起こりうるものであり、また、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるものである。
- 7 本校の教育目標「地域を愛し、自ら考え、正しく行動できる豊かな人間性を持った児童を育てる」をより具現化するためには、いじめを「しない、させない、ゆるさない」児童の育成を図る必要がある。
- 8 いじめをなくすためには、勉強ができないことや劣等感を味わうなどのストレスを排除し、自己有用感や自己肯定感が味わえるよう一人ひとりを大切に授業づくりを目指していくこと、自他の良さを認め合い切磋琢磨していける学習集団作りを進めていくことが大切である。
- 9 いじめられている児童の立場に立ち、絶対に守り通す、また、いじめている児童に対しては毅然とした対応と粘り強い指導を行うことが必要である。

II いじめの様態

本校に於けるいじめの様態を次の10点を基本として、未然防止や早期発見等の取組を推進するが、この様態に類さない他者への心身に苦痛を与える行為についても留意する。

- 1 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- 2 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 3 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- 4 ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 5 金品をたかられる。

- 6 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 7 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- 8 パソコンや携帯電話など NET 上で、誹謗中傷やいやなことをされる。
- 9 原発や災害等による避難者であること、また、外国籍であることなどを理由に、差別されたり嫌なことを言われたりする。
- 10 性別や性的指向などを理由に差別されたり嫌なことを言われたりする。

Ⅲ いじめの未然防止に向けた取組

1 学校が主体となって行う主な取組

- (1) 児童にとって、学校が楽しく充実しているという実感が得られるような教育活動を推進することが、いじめの未然防止の原点であるとの認識のもと、学校を挙げて「気づき、わかり、できる授業」の推進と、「その子のよさを見出し、認めて褒めて、賞賛する指導」を行う。
- (2) いじめ防止に視点をあてた学校経営、学級経営を積極的に進め、「児童一人一人が活躍でき、心の居場所がある学校・学級」の具現化を図る。また、「思いやりや温かい言葉により信頼関係に溢れる学校・学級」を目指す。
- (3) 自校の「いじめ防止基本方針」に基づき、年間を通じた組織的・計画的・継続的ないじめ防止等に関する活動を充実させる。また、いじめ防止活動の詳細については、鼻高小学校「いじめ防止プログラム」(年間指導計画、単元指導計画)で定める。
- (4) いじめ防止等に関する活動を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、人権教育主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、SC、SSW 等からなる「いじめ防止推進委員会」を組織し、いじめ防止といじめ早期対応を行う。また、「いじめ防止推進委員会」にいじめ防止担当教諭を置く。
- (5) 人権教育のねらいは、「他者が持つ自分との異なりを認め、その価値を知り、尊重する。」姿勢と行動を身につけることであり、いじめ防止活動の中核である。年間3回行う「人権集中学習」を中心に児童の人権感覚を高め、いじめを許さない児童を育成する。
- (6) 規範意識、友情、思いやり、寛容、誠実、勇気など、いじめ防止に関連した道徳的価値について道徳の時間はもとより、全教育活動を通して、道徳の実践力まで高める。
- (7) 児童自らが、いじめの問題性に気づき、考え、いじめ防止に向けて行動を起こせるような児童が主体となった取組を推進する。
- (8) 自己の考えを持ち、正しく主張し合い、相互に高め合う「学び合う活動」の指導を工夫することで、いじめに負けず、ゆるさず、立ち向かう意志と勇気を持った児童への素地を育む。
- (9) 児童の学校生活での悩みの解消を図るため、SC、SSW 等を活用する。
- (10) いじめ防止は、児童の人権を守る取組であり、児童と関わるすべての教職員は研ぎ澄まされた人権感覚をもってこれに当たらなければならない。そのため、組織的・計画的な研修と自らの意志に基づいた研鑽を推進する。

2 家庭・地域との連携

- (1) ホームページ等を用いて、学校におけるいじめ防止推進室、及びいじめ防止推進委員会の存在、並びに、学校いじめ防止基本方針の内容を周知するとともに、学校の様子を通信等で細やかに発信し、連携の素地を作る。
- (2) いじめは休日や登下校でも起こる。保護者や地域の方の見守りや声かけが維持発展できるよう努める。
- (3) LINE やツイッターなどの SNS 利用に伴うインターネット上でのいじめや差別などの人権侵害や人権被害を防ぐため、PTA や保護者との連携を強化する。
- (4) いじめ防止対策推進法第九条に示された保護者の「当該児童への規範意識育成」への努力義務が果たせるよう、様々な機会を活用し支援を行う。

3 関係機関との連携

- (1) 日頃より、自治会や民生委員児童委員、各健全育成団体、学童クラブ、児童相談所や警察等との連携を密にとり、いじめ防止のための情報収集と防止活動への支援を得る。

IV いじめへの対処に関する方針

1 情報収集

- (1) 学校を挙げていじめ防止に取り組んでいるとしても、いじめは起こり得るという考えのもと対応の充実を図り続ける。
- (2) いじめの早期発見のため定期的な調査を実施し、全職員で情報の共有を図る。
- (3) 休日や登下校など学校外で発生するいじめの早期発見のため、保護者や地域の方が、些細なことでもいじめにつながるような兆候等を気軽に学校へ連絡できる関係をつくる。

2 初期対応

児童がいじめを受けていると思われるとき、又はいじめを確認したときは、

- (1) 複数の職員で、速やかに初期指導（いじめと思われる行為の停止等）と情報収集を当事者（被害児童、加害児童、保護者等）に行うとともに、いじめ防止推進委員会に報告し、いじめの有無などの確認をする。
- (2) 収集された情報を整理し、結果を教育委員会に報告する。

3 対策と対処

- (1) いじめ防止推進委員会は、収集した情報をもとに指導順位を明確に示し、指導方針、指導内容を決定し、教職員の共通理解のもと、適切な指導にあたる。
- (2) 情報と指導方針を正確かつ迅速に当該家庭へ伝え、協力内容を共有し児童の支援と指導にあたる。

※SC などの助言を得つつ、いじめを受けた児童やその保護者を支援し、他方いじめを行った児童に対しては指導を行い、その保護者に対しては助言を行う。

- (3) いじめが犯罪行為として取り扱われると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。特に、児童の身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を求める。

(4) その他の対策

- ① インターネットを通じたいじめの場合、被害者やその保護者はいじめに係る情報の削除や発信者情報の開示を請求するために、法務局又は地方法務局への協力を求めることができる。学校はこの請求活動を支援する。
- ② いじめを行った児童については、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、いじめを受けた児童のみならず他の児童が安心して教育を受けられるようにするための措置を講じることがある。
- ③ いじめを受けた児童の保護者といじめを行った児童の保護者との間で争いが起こらないよう配慮する。
- ④ 校長及び教員は、いじめを行っている児童に対して、教育上必要があると認められるときは、適切に懲戒を加える場合がある。
- ⑤ 客観的な事実に基づいた記録を残し、指導に反映させる。

V 重大事態への対処

- 1 重大事態は、①いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、又は②いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときに、該当する。
- 2 重大事態が発生した場合には、教育委員会を通じて市長に報告する。また、教育委員会の指示により第三者からなる調査委員会を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。なお、高崎市が調査委員会を設置した場合には、その指示を受け調査に協力する。
- 3 本校が調査委員会を設置した場合には、教育委員会より調査及び関係者を含む外部への情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。
- 4 本校が設置した調査委員会で重大事態に関する調査を行なう際には、教育委員会と連携し、被害児童及び保護者の意向を踏まえて調査し、その結果について適切に説明する。また、被害児童及びその保護者に対しても事実関係についての説明を行う。

VI 取組の評価・検証

- 1 いじめの防止等に向けた取組について学校評価等を用いて検証し、その結果を教育委員会及び保護者、地域に報告するとともに、取組の改善を図る。
- 2 それぞれの事案ごとに、誘因・要因、事象の事実、指導・ケアの詳細などを項目ごとに検証し、記録に残す。また、検証をもとに評価を行い、取組方針や取組方法の改善にフィードバックさせる。

VII 平成 31 年度 鼻高小学校 いじめ防止推進委員

校 長	砂田 尚美
教 頭	佐藤 芳正
教 務 主 任	辻 真由美
人権教育主任	野口 紀子
生徒指導主任	宮本 駿平
教育相談主任	松本 崇子
養 護 教 諭	高橋 由紀
S C	湯浅 とも子
S S W	大山 憲子
いじめ防止担当教諭	野口 紀子